

して報酬の支払いを伴う正社員、契約社員、嘱託社員その他名称のいかんを問わず、甲と紹介者との間に何らかの雇用契約又は業務委託契約（以下「採用契約」という。）が成立することをいう。なお、甲が、乙の同意を得ずに、直接、紹介者と接触し、採用契約を成立させた場合であっても、「採用」に該当する。

- 3 甲は、紹介者を採用した場合、乙に対して、当該紹介者（以下「採用決定者」という。）との採用契約が成立した日から起算して3営業日以内に、労働基準法第15条に基づき作成される労働条件通知書又はこれに準ずる書面を提出しなければならない。

#### 第6条（報酬）

- 1 甲は、紹介者を採用した場合、乙に対して、採用決定者の年収額の30%に相当する金額（税別）を報酬として支払う。
- 2 前項における「年収額」とは、次の各号に定める金額をいう。
- ① 月額報酬制の場合、甲が採用決定者に明示した月額報酬（各種手当を含む。）の12か月分に賞与予定額（紹介者の賞与算定基準額に前年度実績賞与支給月数を乗じたもの。）を加えた額
  - ② 年俸制を適用する場合、年俸額
  - ③ 業務委託契約の場合、1年間に支給される委託報酬の額
- 3 第1項の定めにかかわらず、採用決定者の責めに帰すべき事由により、採用決定者が甲に入社しなかった場合又は採用契約が開始されなかった場合、乙は、甲に対して、報酬を請求することができない。

#### 第7条（報酬の支払方法）

- 1 乙は、甲に対して、第5条第3項に従い、甲から提出を受けた書面の記載事項に基づき、報酬を請求する。
- 2 甲は、乙から前項の請求を受けたときは、当該請求にかかる採用決定者の入社日又は採用契約の開始日の属する月の翌月末日までに、乙の指定する銀行口座に振込む方法により、報酬を支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。

#### 第8条（報酬の追加）

- 1 採用決定者の入社後又は採用契約の開始後に、採用契約に含まれない業務が発生した場合や採用契約に定めた時間を超えて、労働時間を定める必要が生じた場合等には、甲、乙及び採用決定者は、協議のうえ、新たな賃金その他の労働条件を決定し、採用契約を変更する。
- 2 採用決定者の入社後6か月以内に、前項に基づく採用契約の変更が行われた場合、甲は、変更後の賃金等に応じて、第6条に定める算定方法に従い、報酬の再算定を行う。再算定の結果、再算定後の報酬の額が、採用契約に基づく報酬の額を上回る場合、甲は、乙に対

して、速やかに当該差額（以下「追加報酬」という。）を通知しなければならない。

- 3 乙は、甲に対して、前項に従い、甲から通知を受けた追加報酬を請求する。
- 4 甲は、乙から前項の請求を受けたときは、第1項で変更された採用契約が適用される日の属する月の翌月末日までに、乙の指定する銀行口座に振込む方法により、追加報酬を支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。

#### 第9条（報酬の返還）

- 1 採用決定者が、入社日又は採用契約の開始日から起算して、次の各号に定める期間内に退職又は採用契約を終了した場合、乙は、甲に対して、報酬のうち、当該各号に定める額を返還しなければならない。ただし、紹介予定派遣の場合は報酬の返還の対象外とする。
  - ① 1か月未満の場合 報酬の80%
  - ② 2か月未満の場合 報酬の50%
  - ③ 3か月未満の場合 報酬の30%
- 2 前項の定めは、採用決定者の退職又は採用契約の終了が、次の各号に定める事由に起因する場合には、適用しない。
  - ① 採用契約締結段階で、甲が紹介者に対して明示した契約条件が、実際の契約条件と著しく異なること
  - ② 甲に、採用決定者に対する法令違反があること
  - ③ その他甲の責めに帰すべき事由があること

#### 第10条（報酬の返還方法）

- 1 甲は、第9条第1項に定める事由が発生した場合、乙に対して、採用決定者の退職又は採用契約の終了を確認できる書面を提出しなければならない。
- 2 乙は、甲から提出を受けた書面で、採用決定者の退職又は採用契約の終了を確認したときは、採用決定者の退職日又は採用契約の終了日の属する月の翌月末日までに、第9条第1項の定めに従い、報酬を返還する。ただし、乙が、退職又は採用契約が終了した採用決定者に替わる人材を、直ちに、甲に紹介できる場合、甲及び乙は、別途合意のうえ、報酬の返還を留保することができる。
- 3 第9条第1項に定める事由が発生した時点において、報酬が支払われていないときは、甲は、乙に対して、第9条第1項各号に定める割合で算出された金額を減じた報酬を支払う。

#### 第11条（個人情報の保護）

- 1 甲及び乙は、業務上知り得た紹介者の個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項で定義される「個人情報」をいう。）を、正当な理由なく、第三者に漏洩してはならない。